

高知市営住宅 入居者募集案内①

令和4年度 第2回



■ 申込受付期間

令和4年10月3日(月)～令和4年10月14日(金)

※ 新型コロナウイルスの感染防止対策のため、原則郵送申込とします。

■ 申込有効期限

郵便局消印が令和4年10月14日(金)までのもの

■ 抽選会(予定)

令和4年11月22日(火)

詳しい時間・抽選番号は後日文書でご連絡します

高知市営住宅管理センター

TEL 088-823-9067

高知市営住宅入居者募集は
6月・10月・1月の年3回です

募集案内書の見方 ～ 目 次 ～

申し込みの際は、下記の順序に従って、募集案内書をよく読んで下さい。

申し込みから入居までの流れを確認		掲載ページ
1	申し込みの概要	1
2	申し込みから入居までの流れ	2～5

申し込み資格・収入基準を確認		掲載ページ
3	申し込み資格	申し込み可能な方の条件を記載しておりますので、確認して下さい。 6～7
4	収入基準	

世帯区分を確認		掲載ページ										
2人以上で申し込む場合に、上記「3申し込み資格」・「4収入基準」に加えて必要となる要件を住宅種別ごとに記載しています。		13～15										
5 2人以上で申し込む場合の要件	<table border="1"><thead><tr><th>住宅種別</th><th>掲載ページ</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般世帯向</td><td rowspan="2">13</td></tr><tr><td>母子・父子等世帯向</td></tr><tr><td>高齢者世帯向</td><td rowspan="2">14</td></tr><tr><td>障害者世帯向</td></tr><tr><td>車イス世帯向</td><td>15</td></tr></tbody></table>		住宅種別	掲載ページ	一般世帯向	13	母子・父子等世帯向	高齢者世帯向	14	障害者世帯向	車イス世帯向	15
	住宅種別		掲載ページ									
	一般世帯向		13									
	母子・父子等世帯向											
	高齢者世帯向		14									
障害者世帯向												
車イス世帯向	15											
単身で申し込む場合に、上記「3申し込み資格」・「4収入基準」に加えて必要となる要件を住宅種別ごとに記載しています。												
6 単身で申し込む場合の要件	<table border="1"><thead><tr><th>住宅種別</th><th>掲載ページ</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢単身者向</td><td>15</td></tr><tr><td>単身者向</td><td>16</td></tr></tbody></table>	住宅種別	掲載ページ	高齢単身者向	15	単身者向	16					
	住宅種別	掲載ページ										
	高齢単身者向	15										
単身者向	16											
		15～16										

注意事項などを確認		掲載ページ
7	申し込み時・入居時の注意事項	17～18
8	駐車場・その他について	19

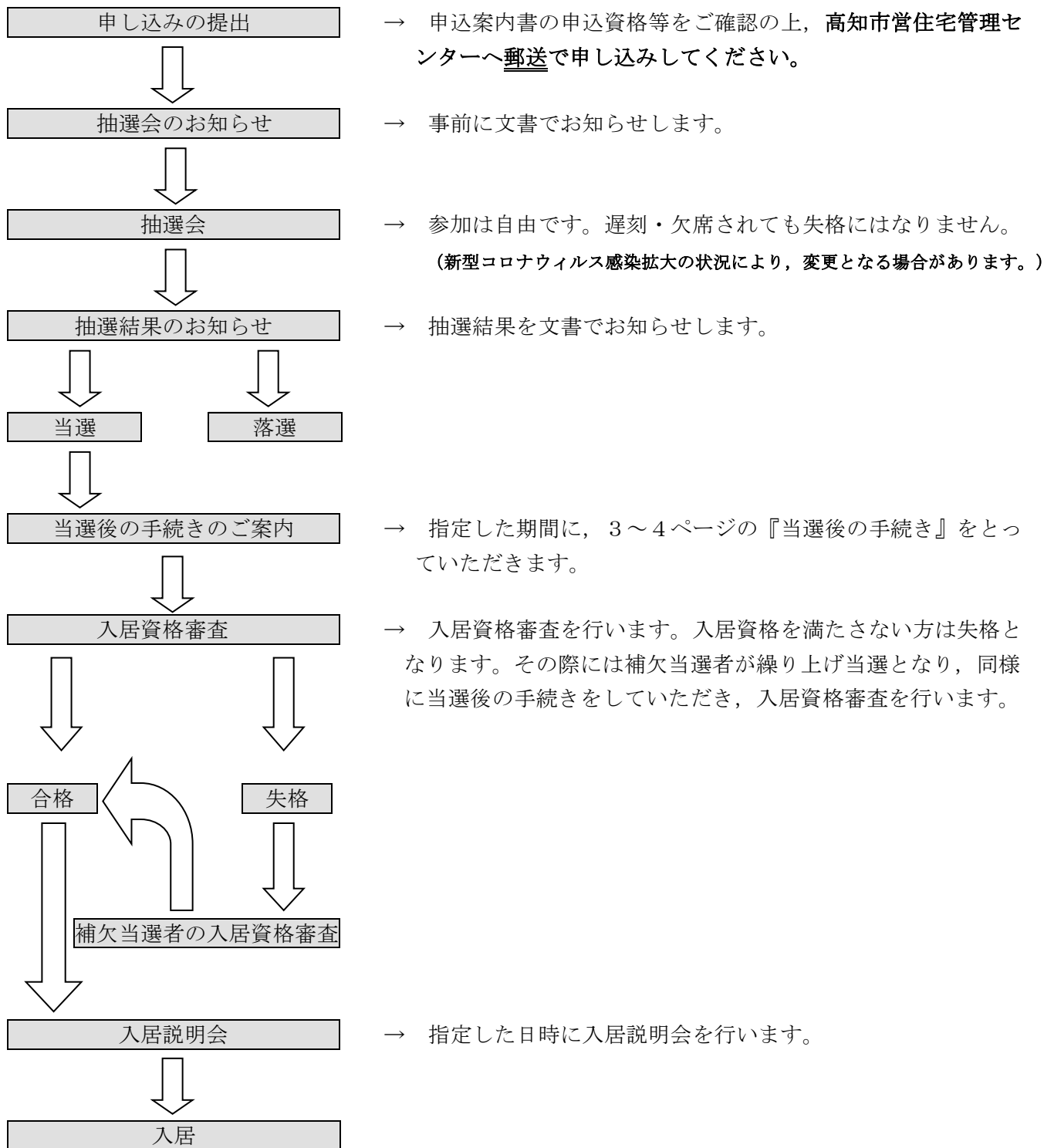
募集住宅について		掲載ページ
9	募集住宅一覧	20～21

地図など		掲載ページ
10	抽選会場案内図・市営住宅所在地案内図	21～22

申込書への記入		掲載ページ
11	申込書記入例	23～24

1. 申し込みの概要

市営住宅とは、住宅に困っている方々に健康で文化的な生活ができるよう低廉な使用料でお貸しすることを目的として、国の補助金等と市民の税金によって建設された共有の財産です。このため、入居にあたっては法律（公営住宅法）や高知市営住宅条例等に基づく審査があります。ご理解をお願いいたします。



2 申し込みから入居までの流れ

(1)申し込み受付

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回の市営住宅申し込みは原則郵送とさせていただきます。今後の募集に関しては、状況に配慮しながら実施いたします。

○方法 市営住宅入居申込書に記入し、期日までに下記まで郵送してください。また、封筒に「入居申込」と朱書きして下さい。

【送付先】：〒780-0870

高知市本町五丁目1番45号

高知市役所 5階 高知市営住宅管理センター

○期間 令和4年10月3日(月)～令和4年10月14日(金)まで
(令和4年10月14日の消印有効)

★ 相談窓口:応募についての相談窓口は、高知市営住宅管理センター

088-823-9067まで

(平日 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日・祝日は除く)



(2)抽選会

○日 時 令和4年11月22日(火)

○場 所 たかじょう庁舎 6階会議室

- 注意点
- ・ 公開抽選で実施します。
 - ・ 参加は自由です。遅刻・欠席されても失格にはなりません。
 - ・ 時間及び抽選番号は後日文書でご連絡します。
 - ・ 抽選結果は、申込者全員に文書でお知らせします。
 - ・ 抽選結果に関する電話でのお問い合わせには、お答えできません。

※ 時間等は文書で皆様にお知らせいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、お知らせ後に変更となる場合があります。抽選会に参加される方は、高知市営住宅管理センターホームページ又はお電話で最新情報をご確認下さい。



(3) 当選後の手続き

当選された方は、入居資格審査のため、抽選会后7日以内に以下の書類を提出していただきます。なお、再審査の結果、新たに提出書類が必要になることがあります。詳しい日程等については、文書でお知らせします。

【令和4年1月1日時点で高知市に居住されている方】

- 1 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点 (コピー不可)
(個人番号カード, 運転免許証, パスポート, 身体障害者手帳等)
又は, 氏名, 住所又は生年月日が記載されている書類 2点 (コピー不可)
(健康保険証, 年金手帳・証書, 児童扶養手当証書, 公共料金領収書等)
- 2 申込人及び入居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等 (コピー不可)
(個人番号カード, 通知カード等)
- 3 委任状 (申込人以外が手続きに来る場合)

【令和4年1月2日以降に高知市に転入し 公営住宅に当選された方】

上記, 1, 2, 3に加え

- 4 同居される方の自筆の同意書 (添付同意書)
18歳未満の方は法定代理人 (申込人等) の代筆で構いません。また, 中学生以下の方については不要です。

【令和4年1月2日以降に高知市に転入し コミュニティ住宅に当選された方】

- 1 所得証明書 (令和4年度所得証明書=令和3年1月から12月までの所得に係るもの。所得証明書は, 令和4年1月1日に住民登録のあった市町村で発行します。ただし, 収入の申告がされていないと所得証明書が発行できませんのでご注意ください。)
※ 収入の有無にかかわらず, 世帯全員の所得証明書が必要です。
○ 中学生以下の方は必要ありません。高校, 大学, 専門学校などに在学中で就労していない方は, 在学証明書又は学生証を提示してください。(コピー可)
- 2 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点 (コピー不可)
(個人番号カード, 運転免許証, パスポート, 身体障害者手帳等)
又は, 氏名, 住所又は生年月日が記載されている書類 2点 (コピー不可)
(健康保険証, 年金手帳・証書, 児童扶養手当証書, 公共料金領収書等)
- 3 申込人及び入居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等 (コピー不可)
(個人番号カード, 通知カード等)
- 4 委任状 (申込人以外が手続きに来る場合)

**【その他必要書類】 ～(3)当選後の手続きの書類の他、以下に該当する方は、それぞれ
次の書類等も必要です～**

条 件 等	必 要 書 類
令和3年1月以降に就職した方	給与収入を示す書類（申込書裏面の勤務先証明欄に勤務先が証明したもの等）
令和3年1月以降に営業を開始した事業所得者	営業収支を証明する書類
令和3年1月以降に年金の受給が始まった方	年金の年額が分かる書類（年金証書等）
令和3年1月以降に失業し、就労していない方	雇用保険受給証明書又は離職証明書等
令和3年1月以降に収入が著しく減少し、今後も収入の増加が見込めない方	勤務先の証明等
申込人又は同居しようとする親族に心身障害がある場合	障害者手帳、療育手帳等
婚約中の方	婚約証明（様式は問いません。両親や仲人の方に書いてもらってください。ただし、「 <u>申込人と証明者の間柄</u> 」「 <u>記入年月日</u> 」を記入し、証明者が署名・捺印してください。） なお、 <u>鍵渡しまでに結婚したことを証明する書類が必要です。</u>
申込人及び同居しようとする親族に持ち家がある方（共有名義を含む）で持ち家を手放す予定の方	売買契約書、競売開始の証明等、持ち家を確実に手放すことがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに所有権移転登記により持ち家を手放したことが確認できる書類が必要です。</u>
申込人又は同居しようとする親族で、離婚調停中であり、夫婦のどちらかが申込んでいる場合	離婚調停中であることがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに離婚の成立を証明する書類が必要です。</u>
市外居住者で高知市内に勤務している方	勤務地が高知市内であることを証明する書類（勤務先の健康保険証や雇用契約書等）
特定目的住宅（母子・父子等世帯向住宅や高齢者世帯向住宅等）又は単身者可の住宅へ単身で申込まれた方	申込資格にあるそれぞれの条件を満たすことを証明する書類（医師の診断書等）
非婚の母（父）	非婚であることがわかる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、児童扶養手当証書等）
住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合	申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等
高校・大学・専門学校などに在学中で就労していない方	在学証明書又は学生証の写し

※ 申込人、同居しようとする親族の状況によっては、別に書類が必要な場合があります。



(4)資格審査

抽選で当選となった方は、市営住宅の入居資格を確認するための審査を受けていただきます。3～4ページの当選後の手続きを参照し、必要書類の提出をしていただきます。審査に合格されると入居決定通知書や敷金の納付書等を送付させていただきます。また、その際に入居説明会のご案内もします。

【注意点】

- 期限までに必要書類の提出がない場合は失格となります。
- 資格審査の結果、市営住宅に入居する資格のないことが判明した場合は失格となります。



(5)入居説明会

入居に関する説明会を実施し、契約に関する書類がすべてそろった方と契約をします。契約完了後、部屋の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。

- 日時 令和5年1月下旬予定
 - 場所 高知市役所 本庁6階
 - 注意点
 - ・ 契約ができない場合は鍵を渡せません。
 - ・ 家賃3か月分の敷金を支払った領収書が必要です。
- 詳しい日時については、文書でお知らせします。

3. 申し込み資格

申込人は1～12のすべての条件を申込時に備えている必要があります。

- 1 現に同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。）がいること。
 - ※1 ここでいう親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族です。
 - ※2 高知市パートナーシップ登録を受けた方は親族扱いとなります。
 - ※3 単身者向住宅への申込者を除きます。
- 2 現在、住宅に困っていることが明らかなこと。
- 3 現在、高知市内に居住し住民票があること又は高知市内に勤務していること。
- 4 申込人や同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- 5 現に市営住宅に入居し又は入居していた者のうち、次に掲げる要件に該当する者でないこと。
 - (1) 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し又は滞納していた者
 - (2) 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者
- 6 市営住宅、共同施設又はその付属施設を故意にき損した者でないこと。
- 7 入院中でないこと。（入居説明会までに退院する場合は申込みことができます。）
- 8 入居可能日から20日以内に入居できること。
- 9 申込人や同居しようとする親族に持ち家（共有名義を含む。）がある場合又は公営住宅（市営住宅、県営住宅等）に居住している方は原則申込みできません。（詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- 10 婚約をしている場合は、入居説明会（入居1週間前の予定）までに入籍可能であること。
- 11 夫婦の別居等、不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。（DV等の事情がある場合は、高知市営住宅管理センターまでご相談ください。）
- 12 収入基準にあうこと。
 - (1) 公営住宅（申込番号の1～14）
収入額 158,000円以下 であること。
 - (2) コミュニティ住宅（申込番号15）
収入額 114,000円以下 であること。

※ 裁量世帯（次ページ参照）の場合は

- (3) 公営住宅（申込番号の1～14）
収入額 214,000円以下 とする。
- (4) コミュニティ住宅（申込番号15）
収入額 139,000円以下 とする。

※ 「収入額」の計算方法等については、8～12ページをご覧ください。

※裁量世帯とは

申込人又は同居しようとする者が次の（ア）～（ケ）に該当する場合

- （ア） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者
- （イ） 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当する者
- （ウ） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- （エ） 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けている者又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けている者
- （オ） 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- （カ） 申込人が60歳以上の者で、同居しようとする親族のいずれもが「60歳以上の者」か「18歳未満の者」
- （キ） ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- （ク） 同居しようとする親族の中に、小学校就学前の児童がいる場合
※ ただし、小学校就学後は裁量世帯に該当しなくなります。
- （ケ） 申込人が60歳以上の者であり、単身で入居する場合

4 収入基準

市営住宅入居者募集でいう「収入額」とは、申込人及び同居しようとする親族の年間所得金額から各種控除（12ページの控除一覧表参照）を行い、それを12か月で割った額のことです。市営住宅入居者募集に申込む場合は、この「収入額」が（公営住宅）158,000円以下（コミュニティ住宅）114,000円以下であることが必要です。ただし、裁量世帯（7ページに該当）の場合の収入額は、（公営住宅）214,000円以下（コミュニティ住宅）139,000円以下です。

《 主な所得による収入額の計算方法 》

(1) 入居希望者の所得金額を1人ずつ計算してください。

- ※ 計算方法については
- 給与所得者の方は ⇒ 9ページ
 - 年金所得者の方は ⇒ 10ページ
 - 上記以外の所得がある方は ⇒ 11ページ



(2) 1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得金額を計算してください。

例) 世帯にAさん、Bさんがいる場合

Aさんの所得金額 円	+	Bさんの所得金額 円	=	世帯全員の所得金額 (ア) 円
---------------	---	---------------	---	--------------------



(3) 控除額を合計してください。控除額の詳しい説明は12ページを参照。

円	+	円	=	控除額合計 (イ) 円
---	---	---	---	----------------



(4) 世帯全員の所得金額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が収入額となります。

(ア) 円	-	(イ) 円) ÷ 12 =	収入額
----------	---	----------	----------	-----

○給与所得者の場合の所得金額の算出

◆ 現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

◆ 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

(例) 5ヶ月勤務している場合

支払を受ける 住所又は居所 高知市本町5丁目6-13	氏名 高知太郎			
種別 給与・賞与	支払金額 円	給与所得控除後の金額 円	所得控除の合計額 円	源泉徴収税 円
支払者 住所(居所)又は所在地 高知市本町5丁目6-13	氏名又は名称			

5か月間の収入 ÷ 5 × 12

= 円

下記の収入額に該当する計算方法で所得金額を算出してください。

年間総収入金額 (年間給与収入)	年間所得金額
～550,999 円	0 円
551,000～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000～1,799,999 円	※端数整理後の金額×0.6+100,000 円
1,800,000～3,599,999 円	※端数整理後の金額×0.7－80,000 円
3,600,000～6,599,999 円	※端数整理後の金額×0.8－440,000 円

※ 1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

【例】年間総収入金額が2,112,678円の場合

2,112,678円 ÷ 4,000円 = 528.1695 → 小数点以下切捨 → 528 × 4,000円 = 2,112,000円

<計算例①>

世帯構成：申込人(47)、妻(42)、子(17)学生

申込人の 年間給与収入金額 2,600,000円 ⇒ 所得金額 1,740,000円

妻の " 1,619,500円 ⇒ 所得金額 1,069,000円

子の " 0円

{ (1,740,000 + 1,069,000) - (380,000 × 2人 + 250,000 + 100,000円 × 2人) } ÷ 12 = 133,250円

年間所得金額合計 同居親族控除 特定扶養親族控除 基礎控除振替額 「収入額」

○ 公営住宅の場合、133,250円 < 収入基準額158,000円 となるため申込資格 **有**

<計算例②>

世帯構成：申込人(35)，子(7)，子(4)(母子・父子世帯)⇒ 7ページの裁量世帯(ク)に該当

申込人の 年間給与収入金額 4,500,000円 (ひとり親) ⇒所得金額3,160,000円

子の " 0円

子の " 0円

$$\{3,160,000 - (380,000 \times 2人 + 350,000 + 100,000円 \times 1人)\} \div 12 = \underline{162,500円}$$

年間所得金額合計 同居親族控除 ひとり親控除 基礎控除振替額 「収入額」

○ 公営住宅の場合， 162,500円 < 収入基準額214,000円 となるため申込資格 **有**

○年金所得者の場合の所得金額の算出

◆ 前年の1月1日以前から
受給されている方

◆ 前年1月2日以降に
受給されている方

年金改定通知等に記載の
年間総支給額

下記の収入額に該当する計算方法で
所得金額を算出してください。

受給者の年齢	年間総収入金額(A) (年間年金収入)	年間所得金額
65歳未満	～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円
65歳以上	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円

★遺族年金，障害者年金等，非課税の年金は収入とみなしませんので，0円となります。

<計算例③>

世帯構成：申込人(74)，妻(72) ⇒ 7ページの裁量世帯(カ)に該当
 申込人の 年間年金収入額 2,800,000円⇒所得金額1,700,000円
 妻の 年間年金収入額 1,500,000円⇒所得金額 400,000円

$$\frac{\{ (1,700,000 + 400,000) - (380,000 \times 1 \text{人} + 100,000 + 100,000 \text{円} \times 2 \text{人}) \}}{12} = 118,333 \text{円}$$

年間所得金額合計
同居親族控除
老人扶養親族控除
基礎控除振替額
「収入額」

○ 公営住宅の場合， 118,333円 < 収入基準額214,000円 となるため申込資格 有

○給与所得・年金所得以外に収入がある場合の所得金額の算出

所得証明書に記載のある所得金額合計欄の金額となります。

【所得証明書の見方】

※ 高知市発行の所得証明書の場合

市・県民税課税(所得)証明書(見本)					
賦課地		高知市本町5丁目6-13			
氏名		高知太郎			
令和4年度(令和3年分)					
所得金額合計	所得控除額合計	市・県民税額合計			
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 高知市長 岡崎誠也					

※ 所得金額合計欄には一時所得も含まれます。しかし、収入額の算定には一時所得は含みませんので、一時所得がある場合は、その分を差し引いた金額が年間所得金額の所得となります。

(例：土地や建物を売却し、一時的に所得があった場合など)

<計算例④>

世帯構成：申込人(45)，妻(42)，子(17)，子(11)
 申込人の年間事業所得 2,500,000円 ⇒ 所得金額2,500,000円
 妻・子 0円

$$\frac{\{ (2,500,000 \text{円}) - (380,000 \times 3 \text{人} + 250,000 \text{円}) \}}{12} = 92,500 \text{円}$$

年間所得金額合計
同居親族控除
特定扶養親族控除
「収入額」

○ 公営住宅の場合， 92,500円 < 収入基準額158,000円 となるため申込資格 有

○控除一覧表

※ 収入額の計算で控除できる金額の一覧（合計所得金額から下記の額を控除します。）

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
基礎控除振替額 (a)	次のいずれかの方 ① 給与所得を有する入居者又は同居者 ② 公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者	1人につき10万円 (所得額が10万円以下の場合はその額)
同居親族及び扶養親族控除 (b)	申込世帯員のうち申込人以外の方及び申込世帯員外で所得税上の扶養親族の対象としている方	1人につき38万円
寡婦控除 (c)	次の <u>いずれか</u> に該当する女性で「ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻していると認められる方がいない方 ① 夫と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養親族を有し、年間所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別してから婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養する親族はいるが年間所得金額が500万円以下の方	1人につき27万円 (所得額が27万円以下の場合はその額)
ひとり親控除 (d)	入居者又は同居者のうち、次のすべてに該当する方 ① 配偶者がいない又は生死が明らかでない方 ② 生計を同じにする子供（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間所得額が48万円を超えていたりする時は除かれる）を扶養している方 ③ 所得金額が500万円以下の方 ④ 事実上婚姻していると認められる方がいない方	1人につき35万円 (所得額が35万円以下の場合はその額)
障害者控除 (e)	申込人又は (b) 控除対象者の中で、所得税法に規定する障害者（身体障害者、精神・知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳等を交付されている場合）で下の特別障害者控除 (f) に該当しない方	1人につき27万円
特別障害者控除 (f)	申込人又は (b) 控除対象者の中で、所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は療育手帳 A 1～A 2 等）に該当する方	1人につき40万円
老人扶養親族控除 (g)	扶養親族のうち、年齢が70歳以上で、年間所得金額が48万円以下の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除 (h)	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満で、年間所得金額が48万円以下の方	1人につき25万円

5. 世帯区分 ～2人以上で申し込む場合の要件～

<一般世帯向住宅>

6 ページの資格をすべて満たしている世帯

<母子・父子等世帯向住宅>

6 ページの資格をすべて満たし、次の【1】又は【2】に該当する世帯であること。

【1】 次の条件を満たしている世帯

- 1 配偶者（内縁夫・妻及び婚約者を含む。）がないこと。
- 2 同居親族が20歳未満の扶養している子だけであること。
（県外学生は該当しません。）

【2】 次の条件を満たしている者が含まれる世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

- （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法5条の規定による保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
- （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
- （3） 婦人相談所により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されている者

<高齢者世帯向住宅>

6 ページの資格をすべて満たし、申込人本人が60歳以上であり、同居しようとする親族全員が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 配偶者（内縁関係の者及び婚約者を含む。）であること。
- 2 18歳未満であること。
- 3 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で療育手帳（A1～B1）等の交付を受けていること。
- 5 60歳以上であること。

<障害者世帯向住宅>

6 ページの資格をすべて満たし、申込人又は同居しようとする親族が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 2 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当すること。
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けていること。
- 5 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者であること。

<車イス世帯向住宅>

6 ページの資格をすべて満たし、申込人又は同居しようとする親族が次の条件を満たしていること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者で、自立歩行ができないため、車イスを常時使用していること。

※ 身体障害者手帳に両下肢機能の全廃の旨の記載のない方については、当選後に歩行不能であることの証明（例：医師の診断書等）を提出していただきます。

6. 世帯区分 ～単身で申し込む場合の要件～

<高齢単身者向住宅>

6 ページの資格（「1」は除く）をすべて満たし、申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 60歳以上であること。
- 2 次の条件を満たしている者が含まれる世帯

60歳以上であり、かつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法5条の規定による保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
- (3) 婦人相談所により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されている者

<単身者向住宅>

6 ページの資格（「1」は除く）をすべて満たし、申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 60歳以上であること。
- 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 3 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当すること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～3級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で療育手帳（A1～B2）等の交付を受けていること。
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 6 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法5条の規定による保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
 - (3) 婦人相談所により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されている者

7 申し込み時・入居時の注意事項

(1) 『申し込み時の注意事項』

- 1 一世帯が応募できるのは1戸のみとなります。複数応募された場合は、すべての応募を無効とさせていただきます。
- 2 今回応募のなかった住宅については、落選者に対し、抽選会の翌日から1週間、随時募集を実施します。（詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- 3 抽選会で各募集住宅に2名ずつ、補欠当選者を抽選します。当選者が入居資格審査で失格又は辞退したときは、補欠当選者は抽選で決まった補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で入居手続きを行います。詳細は各補欠当選者へ文書にてお知らせします。
- 4 申し込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- 5 申込書に虚偽の記載をした場合は、申込みを取り消します。
また、申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は、高知市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお、それにより取り消しの対象となる場合があります。
- 6 申込み後、応募住宅の変更はできません。
- 7 提出された書類はお返しいたしません。
- 8 単身者向住宅は、申込人以外の人との同居は認められません。
- 9 長期入院中の方は原則として申込みできませんが、入居説明会までに退院する場合は申込みことができます。

(2) 『入居に当たっての注意事項』

- 1 入居は令和5年2月初旬予定です。（修繕を実施した後、入居の運びとなりますが、コロナ禍の影響により、修繕部品等の不足が生じており、入居予定が遅れる場合があります。）
- 2 入居に際して、敷金（入居時の住宅使用料3か月分）が必要です。また、緊急連絡人が1名必要です。
- 3 入居後、住宅使用料とは別に共益費の支払も必要となります。
- 4 入居後、団地自治会への加入や、自治会活動へのご協力をお願いします。
- 5 入居後、入居者全員の住民票を市営住宅に移してください。（住民票の世帯分離は認めていません。）
- 6 ペットの飼育は禁止しています。ただし、障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は除きますが、事前に高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。
- 7 住宅使用料は、口座振替による納入をお願いしています。

- 8 住宅使用料は、入居者の収入や団地の築年数、規模、立地条件、住宅の広さ等に応じた応能応益家賃方式であるため、毎年度変更されます。
- 9 住宅使用料決定のため、毎年、入居者全員に収入申告をしていただきます。収入申告をしない場合は、近隣の民間家賃と同程度の家賃となります。なお、入居後3年以上経過し、収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定され、住宅を明け渡すよう努めていただくとともに、割増家賃を課せられます。また、入居後5年以上経過し、直近2年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定され、一定の期間を定め住宅の明渡しを請求されます。
- 10 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料を減免又は徴収猶予できる場合があります。
- 11 入居後、各種設備や工作物を設置することは原則できません。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合で、住宅政策課の許可を得た場合はこの限りではありません。なお、設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 12 入居後、世帯人員の異動等がある場合は、高知市営住宅管理センターへ届け出てください。それにより本来の入居資格がなくなった場合は退去等をしていただくことがあります。

【例】車イス世帯向住宅から車イス使用者が退去した場合
- 13 入居後、特定目的住宅（母子・父子等世帯向住宅や高齢者世帯向住宅等）への親族の同居は、通常の審査の他に、一定の制限があります。
- 14 市営住宅には家財や家電製品等は設置されておきませんので、入居者ご自身で準備をしていただきます。
- 15 テレビアンテナが設置されていない団地は、入居者ご自身で準備をしていただきます。詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
- 16 住宅を返還するときは、畳の表替え、ふすまの張替え及び増築等を行った場合による増築物の撤去等が必要です。なお、費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 17 住宅については、入居前に必要最低限の機能回復、修繕及び美装を行いますが、経年変化による汚損・劣化等については、原則として修繕を行いませんのであらかじめご容赦願います。
- 18 入居前、市営住宅の内覧はできません。
- 19 住宅内や住宅敷地内で商売を営む等、住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

8 駐車場・その他について

(1) 『有料駐車場について』

- 1 駐車できる車は、入居者又は同居者が所有、使用する自家用車に限ります。（入居されていない方は契約できません。）
- 2 原則として、1住戸1台までです。
※ 駐車場の設置台数の関係などで駐車できない場合があります。
- 3 駐車場の使用については、駐車場使用申込みの手続きをしていただきます。
- 4 駐車場の月額使用料は以下のとおりです。（住宅使用料とは別料金になります。）

曙町	3,400円	横浜	2,000円	比島町	4,800円
三里十津北	1,700円	若草町西	3,000円	鴨部	3,500円
栄田町	5,500円				
- 5 駐車場については、各団地自治会や管理人に管理の協力をお願いしています。空き状況等は入居決定後、各団地自治会へお問い合わせください。（空き駐車場がない場合もあります。）
※ 詳細は高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。

(2) 『その他』

- 1 電化住宅では、電気調理器を使用していただきます。ガス調理器は使用できませんのでご注意ください。
- 2 各調理器具は入居者ご自身で準備していただきます。
- 3 **車イス世帯向・車イス単身者向住宅以外の住宅の設備はバリアフリーとなっておりませんので、下肢障害の程度の重い方等は居住に困難な場合があります。**

9 募集住宅一覧表

種別：公営 目的：一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
1	曙町	62	H02	中耐3	2	6,6,5,台6	58.12	有	水洋		L P	有料	19,100~37,500	
2	曙町	63	H02	中耐3	3	6,6,4半,台6	58.12	有	水洋		L P	有料	19,100~37,500	
3	横浜	24	S62	中耐4	4	6,6,5,台6半	58.2	有	水洋		L P	有料	18,600~36,500	
4	横浜	85	H01	中耐4	3	6,6,5,台6半	58.01	有	水洋		L P	有料	19,000~37,400	
5	比島町	207	H13	高耐10	2	6,6,台10半	55.44	有	水洋	○	都市	有料	21,200~41,700	
6	比島町	306	H13	高耐10	3	6,6,台9半	53.5	有	水洋	○	電気	有料	20,500~40,300	
7	土佐山高川第1	5	S60	木造2	-	6,6,6,台6	63.37	有	水和		L P	／	12,100~23,700	

種別：公営 目的：母子・父子等世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
8	三里十津北	12	S49	中耐4	2	6,4半,3,台6	46.72	有	水洋		L P	有料	11,300~22,200	
9	三里十津北	72	S51	中耐4	4	6,6,4半,台6	52.36	有	水洋		L P	有料	12,900~25,300	
10	横浜	95	H01	中耐4	4	6,6,5,台6半	58.01	有	水洋		L P	有料	19,000~37,400	

種別：公営 目的：高齢者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
11	三里十津北	73	S51	中耐4	1	6,6,4半,台6	52.36	有	水洋		L P	有料	12,900~25,300	

種別：公営 目的：障害者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
12	横浜	74	S63	中耐4	1	6,6,5,台6半	58.2	有	水洋		L P	有料	18,800~37,000	

種別：公営 目的：車イス世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
13	若草町西	115	H07	高耐9	1	6,9,台9	69.7	有	水洋	○	都市	有料	25,400~49,900	

種別：公営 目的：高齢単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
14	鴨部	87	S58	高耐10	9	4半,台4半	29.83	有	水洋	○	都市	有料	9,400~18,500	※訳アリ

種別：コミ 目的：単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
15	栄田町コミ	1-202	H16	中耐5	2	6,台7半	39.03	有	水洋	○	電気	有料	14,900~19,600	

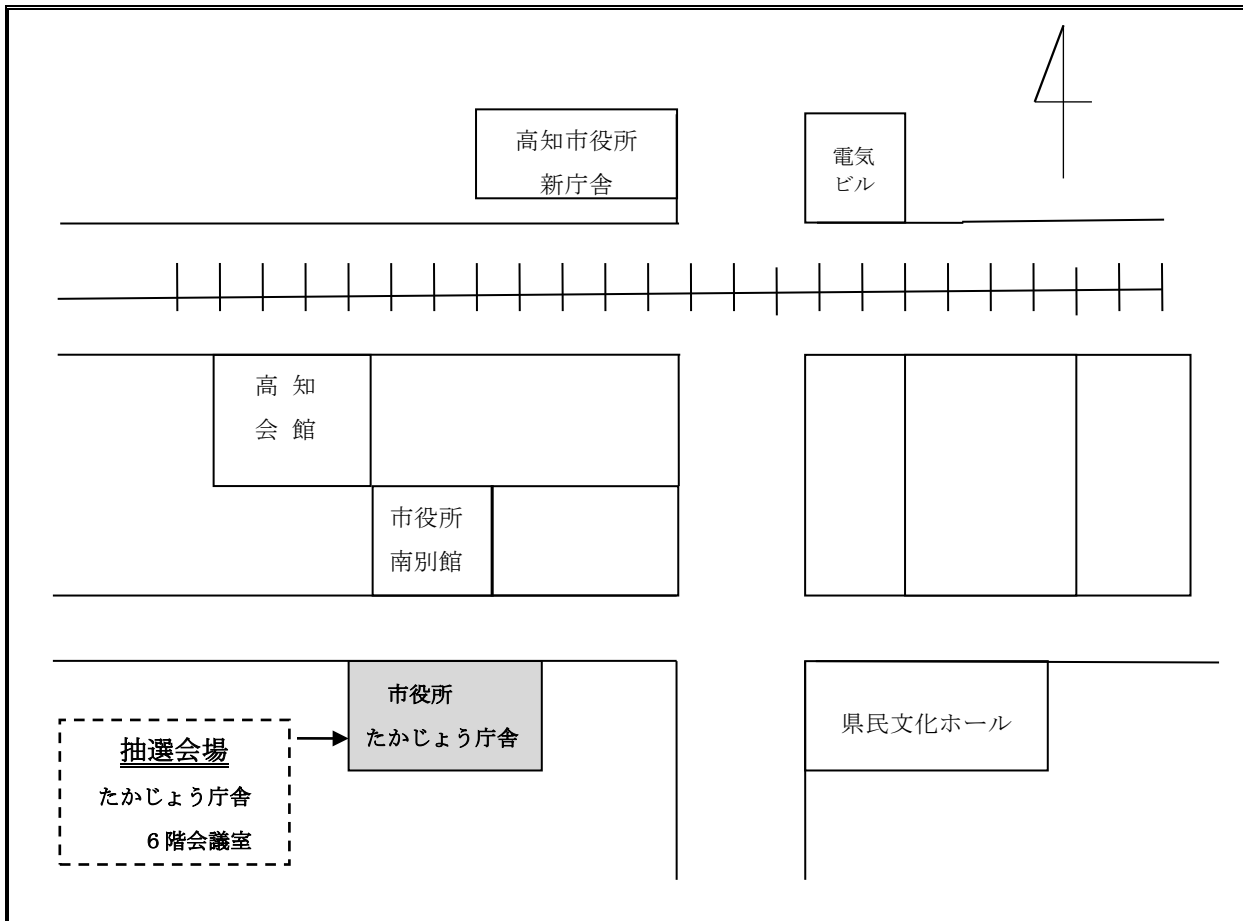
<注意>

- ・ 間取り、床面積はおおよその数字で表しています。
- ・ 上記の使用料は概算のため変更になる場合があります。
また、使用料は世帯の所得および住宅の規模、立地、経年等に応じて決められ、毎年度変更されます。
- ・ 入居に際して、敷金（入居時の住宅使用料3か月分）が必要です。
- ・ 各住宅には家財、家電製品、調理器具等は設置されておりませんので、入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ テレビアンテナ（地デジ受信用アンテナを含む。）が設置されていない住宅は、入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ 備考欄に「※訳アリ」とある住宅について、申込みをされる方で詳細を確認されたい方は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
- ・ 浄化槽の定期点検、ひき抜きに関する費用は、入居者負担です。（槽の規模により料金が変わります。）年1回の法定点検は、高知市営住宅管理センターが実施し、費用負担します。

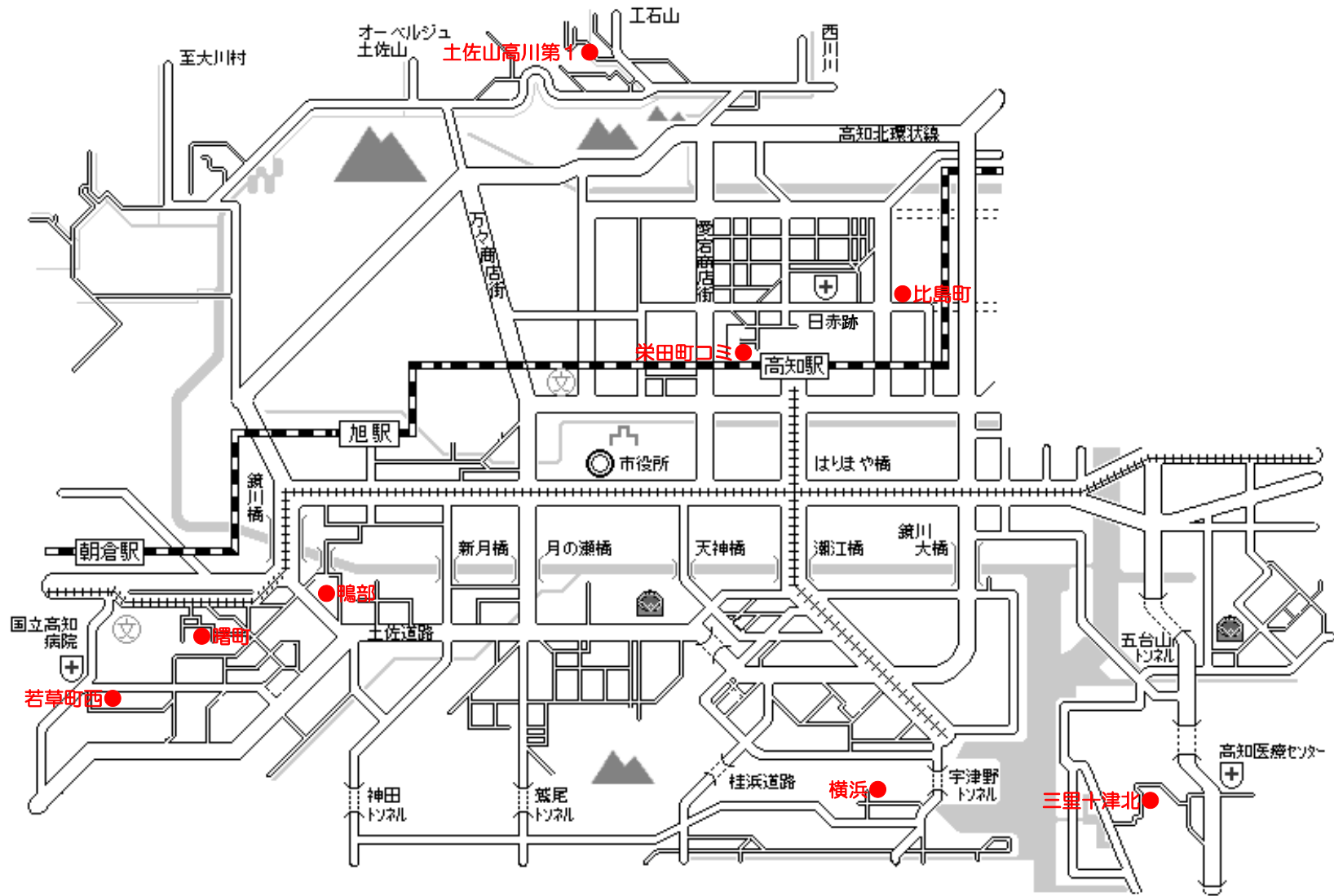
<用語説明>

構造：高耐＝高層耐火構造 中耐＝中層耐火構造 例：高耐10＝高層耐火構造10階建て
 トイレ：水＝水洗 汲＝くみとり 洋＝洋式 和＝和式 例：水洋＝水洗・洋式
 EV：○＝エレベーター有り
 熱源：都市＝都市ガス LP＝LPガス 電気＝電化住宅（ガス調理器は使用できません。）
 駐車場：有料＝有料駐車場 ×＝現在駐車場空きスペースなし

10 抽選会場案内図・市営住宅所在地略図



市営住宅所在地略図



申 込 書 記 入 例 【表】

様式第1号

申込番号	種 別	目 的	団 地 名	号 数	受付年月日	受 付 者 印
1	公 営	一般世帯向	曙町	62		

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

申 込 人	現住所	〒 780 - 8571 高知市本町5丁目1番45号 (電話 823 - XXXX) (携帯電話 090 - XXXX - XXXX)				
	ふりがな氏名	こうち たろう 高 知 太 郎				

入居する世帯全員の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号
	1	申込人	高知 太郎	昭和39. 1. 1	58		自営業	823-XXXX	
2	妻	高知 花子	昭和44. 4. 1	53	同居・別居	パート (市役所スパー)	823-XXXX	有・無	
3	長男	高知 一郎	平成17. 6. 5	17	同居・別居	高校生		有・無	
4	母	高知 花美	昭和 12. 9. 8	85	同居・別居	無職		有・無	
5			.	.	同居・別居			有・無	
6			.	.	同居・別居			有・無	

住居の状況	自家, 借家, マンション, アパート , 間借り, その他 ()								
	部屋数	3 室	左の内訳	6 畳 1 室, 4.5 畳 2 室, 畳 室			一人当たりの畳数	3.7 畳	

借家, アパート等の方は右欄へ記入して下さい。	家主の住所	高知市本町5丁目6番13号			家賃	月額	60,000 円	
	氏名	住宅 一男			共益費		2,000 円	

住宅に困窮している理由 該当の番号を○で囲み、下欄へ具体的な理由を記入してください。	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。
	3	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。
	4	正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
	7	その他住宅に困っている。
<p>*上の状況を具体的に記入してください。</p> <p style="color: red; text-align: center;">母と長男を別々の部屋にしたい。</p> <hr style="border: 0.5px dotted black;"/> <p style="color: red; text-align: center;">また、アパート前の道路は交通量が多いため、高齢の母には危険な上、騒音もひどい。</p> <hr style="border: 0.5px dotted black;"/>		

備 考	高知 花美 身体障害者手帳 3 級
-----	-------------------

高知市長 岡崎 誠也 様

上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。

- (1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。
- (2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。
- (3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。

令和 4 年 10 月 14 日

申込 人 氏 名 高 知 太 郎
(署名又は記名押印)

裏 面 へ つ づ く

申込書記入例【裏】

※ 令和3年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。
(申込時は記入不要です。)

勤務先証明欄	氏名				氏名							
	就職年月日		年	月	勤務月数	か月	就職年月日		年	月	勤務月数	か月
	総支払額				総支払額							
	勤務先	所在地			勤務先	所在地						
		名称				名称						
		電話番号				電話番号						
訂正印箇所を押しては必ずください。	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日				上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日							
	勤務先代表者氏名				勤務先代表者氏名							

※ 就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。
※ 内容確認のため勤務先に問い合わせをする場合があります。

○申込書の記入について

- 1 申込書の左上に、募集住宅一覧表（20～21ページ）の希望住宅の申込番号、種別、目的、団地名、住宅号数を記入して下さい。
- 2 入居する世帯全員の状況欄に、入居申込人及び同居しようとする親族を記入して下さい。
- 3 年齢等の条件の基準は受付日です。年齢欄は、申込書記入日現在で記入して下さい。
- 4 申し込み世帯全員の勤務先又は職業の名称（学生の場合は学校名）及び勤務先の電話番号を必ず記入して下さい。
- 5 住宅に困窮している理由欄の該当番号を選び、現在の住宅の状況と住宅に困窮している内容を具体的に記入して下さい。
- 6 入居申込人は誓約事項及び同意事項を必ず確認の上、署名又は記名押印して下さい。

記入例（23ページ）を参照の上、記入して下さい。記入漏れなど書類に不備がある場合は返送する場合があります。その場合は指定期日までに必ず再提出して下さい。

※ 個人番号及び裏面の勤務先の証明は申し込みの際は不要です。

※令和3年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。

勤務先証明欄	氏名				氏名				
	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	就職年月日	年 月 日	勤務月数	か月	
	総支払額 円				総支払額 円				
訂正の箇所には必ず訂正印を押してください。	勤務先	所在地	勤務先			所在地	勤務先		
		名称	勤務先			名称	勤務先		
		電話番号	勤務先			電話番号	勤務先		
	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日 勤務先代表者氏名				上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日 勤務先代表者氏名				

*就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。
*内容確認のため勤務先に問い合わせをする場合があります。

備考	<p>※ 記入しないでください。</p> <p>番号法に伴う書類等チェック項目</p> <p>1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>2 提出者が申込人の場合 ① 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ② 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>3 提出者がその他の場合 ① 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） ② 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ③ 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>4 その他（ ）</p> <p>（収入計算欄等）</p>
----	--